

令和2年第3回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月27日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和2年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号 (11月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号から議案第5号までの一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	4
○議案第6号の上程、説明、議案調査	10
○議案第7号の上程、説明、議案調査	11
○散会の宣告	13

令和2年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

令和2年11月26日(木)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第5号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第6号 物品購入契約の締結について
- 第 9 議案第7号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 渕 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関和夫君	建設課長	福原治彦君
学校教育課長	堀込恒弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局補佐	佐藤功樹
議会事務局任主	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本臨時会には、条例5件、その他2件が付されておりますので、十分にご審議をお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和2年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、各地で感染者の急増が見られ、過去最多となるなど厳しい状況が続いております。群馬県からも、警戒レベルは2を継続するものの、直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上、関東では5人以上の都道府県への移動は特に慎重に判断し、その地域での行動についても、慎重にするよう要請されております。町におきましても、状況を見極めながら対応してまいりたいと思います。

さて、本日の臨時会では、人事院勧告による給与改定に関わる条例関係5件、物品購入契約など契約関係2件を提案させていただくものでございます。慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和2年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、9番、重野能之議員、10番、竹淵博行議員、11番、佐藤聡一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、明日11月27日までの2日間とし、その会期はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は2日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第5号までの一括上程、説明、質疑、自由討議、

討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第5号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けるとともに、群馬県人事委員会の勧告も考慮して、議員、特別職の常勤職員、職員、会計年度任用職員の期末手当を改定するものであります。

まず、職員については、期末手当を年間0.05月分引き下げる改定案としております。次に、議員及び特別職の常勤職員については、職員の期末手当水準などを踏まえて、期末手当をそれぞれ年間0.05月分引き下げる改定案としております。さらに、会計年度任用職員については、正規職員の水準と均衡を図るなど考慮した改定案としております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

町長申し上げたとおり、提案したとおり、今回人事院勧告に基づきまして、期末手当を年間0.05月引き下げるといふものでございます。

期末手当の基準日が12月1日ということがありますので、それに合わせるように、臨時会でお世話になりたいということでございます。

今回の改正につきまして、基本の考え方としますと、今年度分につきましては12月期で0.05月分を引き下げていると。来年以降につきましては、6月期と12月期で0.05月を案分しまして0.025月ずつ引き下げるといふものでございます。

まず最初に、議案第1号でございますが、新旧対照表をごらんいただきまして、第1条と第2条になっております。

第1条は、今年度分につきまして、100分の215を0.05月分引き下げるといふことで100分の210に改定するものでございます。この第1条につきましての施行日、これについては12月1日ということになります。

第2条は、来年度以降についての0.05月分を引き下げる部分ですが、6月と12月で案分するために、第1条で100分の210に下げたものを、今度は0.025月ということでは100分の212.5にするといふもので、これについては令和3年4月1日に施行させるといふものでございます。

次に、議案第2号にいていただきまして、これは特別職の条例になりますが、これも新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。これも、先ほどの議員報酬と同じく第1条で今年度分の0.05月分の引下げを12月1日施行で行いまして、第2条で来年以降を6月と12月でそれぞれ0.025月分引き下げるといふことで、来年、令和3年4月1日施行といふことでございます。

続きまして、議案第3号になります。これは、職員の条例になりますが、これも新旧対照表を見ていただきまして、議員、特別職と同じでございますが、第1条の改正前の部分にある100分の130、これは管理職でない職員が該当する部分、それから100分の110が管理職の数値ということになっております。これを、それぞれ0.05月分を引き下げて100分の125と100分の105に改定するといふものでございます。

第1条中の19条第3項、これは再任用職員の期末手当について規定しているものですが、読み替える引用文を改定するようになっております。現行におきましては、引下げ後の数値を下回っているといふことで、再任用職員につきましては、引下げは行わないといふところでございます。

第2条につきましては、来年度以降について規定するもので、同じ考え方でございます。

続きまして、第4号、それから第5号ですが、会計年度任用職員の改定になります。会計年度任用職員につきましては、今年度分についての引下げは見送りたいと考えております。来年度以降において0.05月を引き下げていくという改定でございます。

なぜ今年度引き下げないかという理由でございますが、今年度、会計年度任用職員につきましては、6月期には在職していたけれども今は在職していないという職員ですとか、6月期は在職をしていなかったが12月期は在職をしていたという職員がいます。今回の0.05月の引下げにつきましては、1年間で0.05月という考え方です。本来ですと6月期に0.025月、12月期に0.025月を引き下げていくという話になるんですけども、6月期につきましては既に過ぎているということで12月期で1年間分を引き下げていくという考え方になります。そうなりますと、先ほど言いました6月期に在職をしていて今はいない職員につきましては、引下げがないと。6月期になくて現在いる職員につきましては、1年間いない、在職していないのに1年分の引下げがあるという現象が出てきてしまいますので、その辺を考えまして、会計年度任用職員間の均衡、その辺を保つ必要もあるだろうというところから差が出てしまうということで、今年度につきましては、改定を見送って来年度から改定をしていくという考え方でございます。

議案の第4号を見ていただきたいのですが、これは第1号ということでパートタイムの職員の関係になります。新旧対照表を見ていただきますと、6月期と12月期に0.05月を案分して0.025月ずつ引き下げるという改定になっております。この施行については、来年3年4月1日ということでございます。

それから、議案の第5号ですけれども、こちらはフルタイムの職員、会計任用職員になります。新旧対照表を見ていただきますと、第2号の会計年度任用職員につきましては、期末手当の規定が職員の給与条例を準用しているという部分で、その期末手当の額に例外規定ということでただし書きをつけまして、第1号会計年度任用職員の期末手当を準用して適用するというものにしております。この施行は12月1日ということになります。

この提案なんですけれども、ご議決をいただいた場合には、この引下げ分の補正予算を今後の議会で上程していくという話になるんですけども、12月定例会につきましては、事務的に間に合わないという部分がありますので、その後の議会におきまして、引下げ分の補正予算については組んでいきたいと考えておりますので、ご承知をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 非常にくだらな質問かもしれませんが、議案第1号についてですけれども、その条例を一部改正する条例の附則のところをちょっと見ていただきますと、「この条例は、令和2年12月1」と書いてあるんですけども、これ「日」が抜けているんじゃないかという、ただそれだけの質問でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 申し訳ありません。

ご指摘のとおり、「日」が抜けておりましたので、大変申し訳ありません。訂正させていただきます。「令和2年12月1日から施行する」ということで「日」を入れていただくと、「日」という字を入れていただくということで、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 小林議員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

最初に、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第3号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第4号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第5号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第6号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 物品購入契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国のGIGAスクール構想に伴い、管内の小・中学生が使用する端末Chromebook792台の取得についてご審議願うものでございます。

群馬県に委任しておりました小・中学校における1人1台端末共同調達事業者選定審査結果により、高崎市にございます東日本電信電話株式会社群馬支店と2,825万3,016円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

詳細についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありまして、国のGIGAスクール構想に伴い、管内の小・中学生が使用する端末のChromebook792台の購入をお願い申し上げます。

この792台は、昨年5月1日現在の各学校の児童・生徒数の合計と同数でございまして、これは国が示した購入台数の算定基準によるものでございます。以前より議員の皆様にはおつながりをさせていただいておりますとおり、本町は県が実施いたしました小・中学校における1人1台端末の共同調達に参加し、その審査結果に基づき、高崎市にございます東日本電信電話株式会社群馬支店と契約金額2,825万3,016円で9月28日に仮契約を締結いたしま

した。

本議案をご議決いただきますれば、12月25日を端末の納入期限として今後進めていく予定となっております。

また、議案書には仮契約書のほかに、参考資料として県教育長から発出されました共同調達事業者選定に係る審査結果通知と端末の基本仕様を添付させていただきましたので、後ほどご確認をいただければと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

会期中に調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

大沢橋は、普通河川大沢川に昭和60年に架設された1級町道新井・横谷・松谷線にある橋梁で、橋梁点検の結果、コンクリート部のひび割れ等が生じ、また落橋防止装置が設置していない状況であります。このような状況で安全で円滑な交通を確保し、沿道や第3者への被害の防止を図るために、橋梁補修工事を実施するために工事契約を行うものでございます。

11月20日に条件つき一般競争入札を行い、池原工業株式会社と6,105万円で仮契約をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。よろしく願いをいたします。

それでは、大沢橋の補修工事契約について説明させていただきます。

この大沢橋は1級町道新井・横谷・松谷線で、大字三島・大沢地区と細谷を分断している普通河川大沢川に架かるものでございます。

資料をごらんいただきながら、位置を説明させていただきたいと思えます。

国道145号、松谷地内長野原方面松谷信号を左折し、荒神橋を渡り、町道新井・横谷・松谷線に入りすぐの橋でございます。

資料をごらんいただきながら、説明させていただきます。

この橋につきましては、先ほど町長の説明にもございましたように、昭和60年に架設された2径間コンクリート橋でございます。橋長は24.29メートル、幅員5メートルで地域を結ぶ重要な橋となっております。

1枚目の資料、大沢橋補強・補修一般図（その1）を見ていただきたいと思えます。

こちらは、地震に伴う安定を保つため、桁、橋脚、橋台の補強、また落橋防止ということで、橋台と桁を結ぶ装置を8か所として収縮装置の補修等を計画しております。

側面図を見ていただきますと、川の上流側から見たものになり、A1橋台が大沢・松谷側、A2橋台が細谷側になります。そのように確認していただければと思えます。

1枚目はぐっていただきまして、大沢橋補強・補修一般図（その2）を見ていただきたいと思えます。

こちらについては、橋の拡幅部の桁等の補修の計画をしております。この橋は、コンクリートが主要部材になっておりまして、コンクリートの断面修復ひび割れのところに注入するコンクリートが、ポリマーセメントという特殊なセメントになりますが、最低気温が5度以上にならないと施工が難しいという条件があります。これにつきまして、工事の進捗状況によりまして繰越事業ということでご議決をいただければならないというふうなことも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

工事に際しましての完全通行止めにつきましては、収縮装置の交換、橋面舗装、そういうもので最大2週間程度ということを考えております。迂回路につきましては、国道145号もございますので、地域の住民の方にはご迷惑をおかけする部分もあろうかとは思いますが、短期間でできるだけ良い工事を行いながら完成を目指しております。

私からの説明につきましては、以上とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

会期中に調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本臨時会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は、明日11月27日午後1時30分から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時30分)

第 2 号 (11月27日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	1
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	3
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	4
○閉会の宣告	6
○署名議員	7

令和2年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第2号)

令和2年11月27日(金)午後 1時30分開議

第1 議案第6号 物品購入契約の締結について

第2 議案第7号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副町長	渡辺 三司 君
教育長	小林 靖能 君	総務課長	水出 智明 君
企画課長	関 和夫 君	建設課長	福原 治彦 君
学校教育課長	堀込 恒弘 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出 淳	議会事務局長補	佐藤 功樹
--------	------	---------	-------

議 会 事 務 局 主 任

田 中 康 夫

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 定刻になりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第6号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る11月26日に議案調査としてありますので、続いて、質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る11月26日に議案調査としてありますので、続いて、質疑を行います。

4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） この大沢橋の補修部分の関係でありますけれども、今回の契約方法について、条件つき一般競争入札ということで11月20日に行われたというような報告がありましたけれども、今回の入札業者は何社ありましたか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 2名の申込みがありまして、2名で入札を実施をいたしました。お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 2名ということでありましたけれども、今回の入札につきましては、何回入札を行いましたか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 1回の入札であります。

お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 1回ということでありましてけれども、この入札後の価格交渉というものは今回行われましたか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 価格交渉については行っておりません。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋議員。

○4番（高橋 弘君） 価格交渉を行っていないということは、最低価格であるというふうに判断をしたということよろしいでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 価格につきましては、予定価格以下、そして最低入札制限価格以上ということであります。

お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。いいですか。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） この大沢橋の、昨日見に行ったわけなんです、松谷側からのガードレールですか、これはかなり車がぶつついた跡とか、けっこうデコボコなんですね。そんなことで、その大沢橋やった後はきれいになると思うんですが、そのガードレールはついでに補修というのはできないものなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 先ほどの件ですが、今回は橋の本体のみというところで入札を行っているところでありますが、前後の取付けの安全防護柵、ガードレールにつきましては、先ほど里見町議がおっしゃるように、現地等を確認して危険であれば手当てを行うというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第3回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時36分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 藤 幸 一

署 名 議 員 重 野 能 之

署 名 議 員 竹 淵 博 行

署 名 議 員 佐 藤 聡 一